

第15回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成20年12月5日（金） 14:00～15:10
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 橋口行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか
(社会保険庁) 坂野社会保険庁長官 薄井総務部長 中野社会保険業務センター所長
福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまから第15回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。本日は社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただきまして、その後、質疑応答をするという手順を進めてまいりたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【福本企画課長】 それでは、ご説明に入らせていただきます。まず資料1、資料2でございます。資料1の1ページ目、恒例によりまして本日もご説明します進捗状況のポイントになるところを書いてございます。「ねんきん特別便」の状況ですけれども、①「名寄せ特別便」回答状況は、664万人からの回答ということになっています。それから、②「全員特別便」、4月から10月までということで送付を終えたものでありますけれども、この回答状況は、受給者2,532万人、それから、加入者2,418万人になっております。

それから、本日、後ほど詳しくご説明しますけれども、③で再裁定の状況及びその機能や体制の強化を図っているということでございます。それから、国民年金の特殊台帳については、今年度、いわゆる紙台帳とコンピュータ記録との突合せということに着手をいたしております。5月から始めまして、現在のところ対象全部で3,300万件ございますが、1,226万件、全体の4割の突合せ作業を終えたというところでございます。これも後ほど詳しくご説明いたします。

資料のほうは、次、2に行かせていただきまして、各論で進捗状況を幾つかご説明をい

たします。最初、1ページであります。冒頭申し上げました「ねんきん特別便」、まず名寄せの特別便の状況でございますけれども、回答状況が真ん中の下でございます。受給者8割から、加入者は56%の方から回答をいただいております、トータルで664万人、64%の回答率ということになっております。そのうち「訂正あり」ということになっております人数割合でありますけれども、受給者、加入者トータルでは合計の欄、403万人、60.7%の方が「訂正あり」ということで回答をされているという状況でございます。

それから、次、2ページでございますが、2ページは「ねんきん特別便」のうちの全員便、4月から10月までということで発送を終えたものでございます。これにつきまして回答の状況ということでありますけれども、真ん中の下であります4,950万人、5割の回答率ということになっております。受給者、加入者別に見ますと、受給者は74.6%、加入者は37.5%ということであります。それから、その回答の中で自分の記録の記憶と、その送られた記録が違うということで、受給者、加入者合計数で463万人、9.4%の方が「訂正あり」ということで回答されているという状況でございます。

3ページでございますけれども、フォローアップ照会の状況でございます。名寄せの特別便、そのうちの受給者の方であります。対象となりますのは、その3ページの「※」の1つ目の5行目あたりに書いてございます63万3,000人、これがここで言うフォローアップ照会の対象であります。それに対してフォローアップ照会を行いました実績数が上の箱の人数、27万6,000人であり、これがフォローアップ照会の現状の数でございます。27万6,000人の確認の結果でありますけれども、下の2で、ご本人の記録である、自分の記録であると回答された方が21万人、全体の8割。逆にそのフォローアップ照会の過程において、この名寄せで該当し、あなたの記録ですかとお尋ねをしたところ、自分の記録ではないとお答えになった方が5万7,000人、全体の2割という状況でございます。

それで、資料を先に進めさせていただきまして、7ページに参ります。今、フォローアップ照会の中で自分の記録ではないという回答があった数、5万7,000人と申し上げました。この7ページの資料は、前回、この委員会において名寄せで、あなたの記録ですかと尋ねた場合に、自分の記録ではないとお答えになった、今回の数字ですとフォローアップ照会のところの5万7,000人でありますけれども、こういう記録に対して今後どういうふうアプローチしていくのかという話がございました。

この7ページの上に点線の囲みで書いておりますけれども、この3月までの「ねんきん

特別便」はご案内のとおり、5,000万件の浮いているものを氏名、生年月日等々の3情報で名寄せをしてお送りをし、お尋ねをしているわけでございます。それが自分のものではないという場合に、まずはこの点線の囲みで書きましたように、ご本人が記憶間違いをされているという場合はもちろんあるかもしれませんが、そのほか、この名寄せのプロセスにおいて構造上、その方の記録でないものが名寄せされて送付されているということがあり得ると思います。別の方に氏名、生年月日、性別の3情報が一致して「名寄せ特別便」が送付されている事例があります。

名寄せの間違いということになりますけれども、事例として考えますと、事例の1は、未統合記録、浮いている記録が旧姓のままになっているような場合が1つ考えられると思います。未統合記録で名寄せをしようとしている記録がここでは例示的に未統合記録「年金手帳記号番号A」、「ネンキンハナコ」と書いてあります。この記録が名寄せの結果、右のほうの「基礎年金番号B」の方のところへ届いた。名前、氏名、生年月日、性別が一緒ですからこの人に届いたということでありましてけれども、実際はこのAの記録はCの方のものであったということです。

Cの方は、右のほうに書いてありますように、現在では、これは「コウセイハナコ」と書いてございます。旧姓は下のほうに書いてありますように「ネンキンハナコ」ということであって、浮いた記録が旧姓のまま残っております。この場合、Aの記録がCの方のところに行かずにBのところに行ってしまうということになり、記録を受け取られたBの方は自分の記録ではないと、こういう回答になるものではないかと思えます。

それに対する対応としては、右のほうに書いておりますように従来の工程表の中で旧姓データを活用して、今の変更後の名称に直しをしていく。旧姓データを活用して、このAの記録はCの方に名寄せをしていくというプロセスに入ることによって、正しく名寄せをしていくということを考えております。これは現在、名寄せの作業に取りかかったところでございます。

それからもう一つ、事例2では、過去の紙台帳の記録をオンライン化するまでの過程において転記ミス等が発生した場合ということで、浮いております記録が、左下のほう、Dでありまして、このDの記録自体がオンライン上あるわけですがけれども、この記録自体が間違っている場合が考えられます。紙台帳が上に書いてありますけれども、紙台帳からオンライン記録をつくる際に転記・入力ミスをしている場合、本来、「ネンキンジロウ」で、生年月日、「11月12日」という生まれの方が、名前が「サブロウ」になり、生年月日が

「21日」になってしまっているという場合に、このDの記録で名寄せをいたしますので、同じ性別、生年月日の方、Eの方に名寄せをされた。ただ、正しくはこれは紙台帳に書いているような名前の方でございますから、Fの記録として名寄せをされなければならないということになります。

これは紙台帳にあるオリジナルの記録と、それから、オンラインデータ記録との不一致が原因ということになりますから、考えられる対応策としては右のほうに書いておりますけれども、例の紙台帳とオンライン記録というものを突合せすることによって、オンライン記録そのものを正しくしていくというプロセス、まずそのデータのほうを正しくしていくということが対応の方法ではないかと考える次第でございます。

次に8ページであります、進捗の状況で、いわゆる電話相談の状況でございます。従来からのグラフでありますけれども、前回のこの監視委員会では、10月の第3週あたりまでの状況をご報告したと思います。この9月、10月を見ていただきますと、電話がかかった件数が非常に増えて応答率がへこんでおります。

その理由として、このころの電話相談状況は、8ページの一番下の枠に書いておりますけれども、特別便を1号、3号の方に対して送付しているということでありまして、そのことによって電話の相談件数が多かったということでございますが、その「ねんきん特別便」については10月までに送付を終え、現在の総電話個数は右のほうのブルーのグラフでありますけれども、減ってきておりますし、いわゆる応答率という点では折れ線のグラフでありますけれども、落ち着いているという状況でございます。

それから、あとは資料の9ページは12月の土日の相談日についての状況ということでございます。

【中野所長】 引き続き10ページ以下をご説明させていただきます。10ページ、まず記録の統合に伴います年金額の再裁定の状況でございます。記録を訂正いたしまして、それに基づく正しい年金額のお支払いをする作業がこの年金額の再裁定業務でございます。一番上の「○」にございますように、記録の訂正等を事務所で行いまして、社会保険事務所が再裁定の申出をご本人様からお受けしまして、社会保険業務センターのほうに進達をしております。業務センターで一括してこの再裁定業務を行っているということでございます。この再裁定は受給者の方、首を長くして、できるだけ早くということでお待ちでございます。

そういうことで、迅速化のためにこれまでも再裁定に必要な知識に精通をしました職員

の集中配置、これは業務センター内はもとより本庁、地方社会保険事務局からこういった人材を集めまして集中配置をし、あるいは任期付職員を新規に採用いたしまして重点配置をする、あるいは派遣職員を配置するということで体制の強化を図ってまいりました。また、再裁定処理について、できるだけ効率的に業務が行えるようにシステムの機能の強化ということも行ってきたところでございます。

その状況でございますが、下の表をごらんいただきたいと思います。中段でございます表ですが、1月以降の状況、まず受付件数を見ていただきますと、1月ごろは1.9万件といった水準でございましたが、6月以降、10万件を超えるような水準になってきておりまして、8月に15万件を数えまして、その後少し減るような傾向が若干見えております。11月は10万件程度であろうと。数値については現在精査中でございますが、こういった状況になっております。

それから、処理件数のほうでございますが、1月の段階では月に1.6万件処理をいたしておりましたが、その後、順次体制の拡充を図り業務の促進をしてまいりまして、10月は見込みでございますが、5万件、11月は6.3万件程度の処理が行えるところまで何とかたどり着いているという状況でございます。しかしながら、お申出の数が集中しておりますので、未処理件数のほうをごらんいただきますと、こういった状況で現時点ではまだ増加しているという状況でございます。それで、この後の見通しでございますが、大体8万から10万件ぐらいの受付件数ではないかと想定いたしまして、この見込み表をつくっております。

一方で処理件数のほうでございますが、まず、その前には下の体制のほうをごらんいただきたいと思います。どのぐらいの職員を使っているかということですが、1月は38人で処理をしておりましたが、11月段階で226人の体制まで拡充してまいりました。12月に入りまして更に拡充をしまして、280人の体制としております。こういった体制のもとで、2月、3月には更なる増員を図れないかということで現在検討しております。そういう体制を強化することによりまして、年明けには10万件を超える処理件数に何とか持っていきたいと考えております。以上が再裁定の状況、現状でございます。

それから、11ページ、もう一つの案件でございますが、国民年金の特殊台帳等の記録の突合せ作業の実施状況でございます。1のところに書いてございますが、国民年金の特殊台帳の記録とオンラインの記録を突合せまして、正しくオンラインの記録が入っているかどうかの確認作業を本年5月上旬から進めてきております。進め方として1次審査、2

次審査という段階を踏んでおります。1次審査は紙の台帳とオンラインの記録とをそのまま比較しまして、一致しているかどうかを確認する。そこで不一致になったものについては2次審査ということで、地方社会保険事務局のほうでオンライン化された後に、その後には訂正等があって不一致になっているのかどうか、そういったことも確認をしながら、不一致か、一致かということを判断していくという作業を行っております。

それで、その状況でございますが、2でございます。現時点で総数約3,304万件のうち、突合せを完了した件数は1,226万件となっております。このうち記録補正が必要と考えられるものが7,777件ございました。3にその内訳を記載しております。補正項目の内訳から言いますと、氏名、生年月日、性別等がございます。それから、資格記録590件、納付記録6,530件と、これらの項目については補正が必要ではないかと思われる状況でございます。

次の12ページにその対象者別の内訳を(2)のところに記載しております。年金受給者が3,672件、加入者が1,096件、未統合記録との不一致1,742件を含むその他がございまして3,009件ということになっております。

その下の箱の中に記載をいたしました、7,777件の状況でございます。納付月数・免除月数が平均で10月訂正が必要。それから、最高月数が108月、最低月数が1月という状況でございます。あくまで現時点の中間状況でございます。それで、これが年金給付の増額にどう影響するかということで試算いたしますと、①にございますが、平均的には年額で1万4,800円の増額になる。それから、②ですが、最高額の場合ですと17万8,000円余り、それから、最低額ですと550円増額になるということでございます。

13ページ目は、その作業を図でお示したものでございます。

14ページ目、国民年金の特殊台帳等の記録の突合せ作業の進捗状況、先ほど結果のみ申しましたが、もう少し分析をした状況を図の形にしてお示ししております。

以上でございます。

【井上年金保険課長】 続きまして、昨日標準報酬の遡及訂正問題の関係で実施しております2万件の戸別訪問の実施状況について、中間的な状況を公表させていただきました。その件につきまして、資料3に沿いましてご説明を申し上げたいと存じます。

資料3でございますけれども、最初のページのところにこの2万件の戸別訪問の経緯について簡単に書いてございます。本年9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」におきまして、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応ということで、「オンライン

上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」ということとされました。

これを踏まえまして一定の分析を行った結果、このページの真ん中にごございます①から③の条件に該当するもの、こういう記録については不適正な標準報酬の遡及訂正を行っている可能性が高いものであるということで、これを抽出いたしました。これが約6万9,000件ございまして、このうち厚生年金の受給者、約2万件につきましては、ご本人のご自宅等に社会保険事務所の職員がお伺いして、それで直接丁寧な説明を行った上でご本人に記録確認をしていただくという取組を行うこととしたところでございまして、本年10月16日から訪問を開始し、順次記録の確認していただいているということでございます。

実施状況でございますが、このページの下の方でございます。戸別訪問の実施件数につきましては、11月9日までに2,524件実施したところでございます。面談を最初にしたときに年金記録が事実と相違しているかどうかという問いかけをしたり、それから、年金記録の訂正の申し立てを行うかどうかという問いかけをしたりするわけですが、そのご回答が、不明とか未定というご回答も、最初、面談したときには少なからずございました。その後、一定の期間を置いてご本人にご記憶、ご意思を再確認させていただくというようなフォローアップの取組もあわせて実施しているところでございます。

回答の状況でございますけれども、この2,524件について12月1日までフォローアップを行った結果の状況を中間的に整理したわけございまして、2ページ目でございます。訪問先の方の遡及訂正処理が行われた期間における事業所でのお立場でございますが、事業主であった方が1,107件、44%。役員であった方が568件、23%。従業員であった方が795件、31%ということでございます。

年金記録の確認状況につきましては、「事実と相違なし」というご回答が836件、33%。「事実と相違あり」というご回答が1,408件、56%ということで、「事実と相違あり」というご回答が半分以上を占めておりますが、一方で「相違なし」というご回答も3分の1程度はあったという結果でございます。

それから、「事実と相違あり」との回答のあった方の年金記録の訂正のご意思でございますが、「訂正の意思あり」というご回答が685件、49%。「訂正の意思なし」というご回答が437件、31%というご回答でございました。

一番下のところでございますけれども、この面談を行ったときに、面談先の方から年金

記録の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所職員の関与を疑わせるような、そういう内容のコメントをいただいた方というのが140件、この全体の2,524件の中で言いますと5.5%程度の方からそういうご回答があったということでございます。そのうち具体的な内容のある回答があったもの、これが25件、1%程度ということでございます。

「具体性のある内容の回答」といいますのは、社会保険事務所の何という職員が、これはお名前を言っていたいているケースが多いのですけれども、肩書で特定できるケースもございます。具体的にどの職員が例えばどのような働きかけをしてきたとか、そういう具体的な関与の内容が示されているような、そういうものが25件あったということでございます。こうした関与を疑わせる証言については、今後、社会保険事務所の職員の側の調査ですとか、それからまた、事務所に残されている関係書類の調査などを進めて、事実関係を解明するための調査というのを今後実施していくことを予定しております。

次のページでございませけれども、これは今申し上げたデータを都道府県別に整理させていただいたものでございます。一番下が全国計でございまして、ただいま説明したような数字がここに並んでおりまして、47都道府県ごとにごらんいただけるようなものになっております。後ほど詳細はごらんいただければと思います。

次のページをごらんください。参考1ということで事実確認の状況について、それからまた、記録の訂正の意思の状況について、事業主、役員、従業員というお立場ごとにごどうであったかというのを見えるような形で整理したものでございます。事実確認の状況で、「事実と相違あり」というご回答、これは事業主、役員、従業員と見ていきますと、それぞれ56%ないし57%ということで、大体お立場にかかわらず6割弱ぐらいの方が「事実と相違あり」というご回答であるということでもあります。

そういった方々の記録訂正の意思の状況を見ていただきますと、一番左の「訂正の意思あり」というご回答です。事業主は38%、役員は51%、従業員は62%ということでございまして、事業主の場合は、ほかのお立場の方と比べて「訂正の意思あり」というご回答の割合が少し少なくなっているという状況が見て取れるような形になっているところでございます。

その後、5ページ以降は、これまでに公表してきた関係資料でございまして、説明のほうは省略させていただきます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見を自由にご発言していただきたいと思います。

【村岡委員】 1点よろしいですか。資料2の10ページの再裁定の件ですけれども、1か月10万人ですから、1年で約150万人ですよ。訂正ありと言っている方が名寄せ便で約400万人、全員便で約400万人、対象となる人が現在800万人ですよ。もちろん、まだこれから出てくる方も足すと1,000万人ぐらい出てくると思うのですが、こままでいくと、年150万人で1,000万人を割ると6年ぐらいかかる単純計算になるのですけれども、何か私の算数は間違っていますか。

【中野所長】 まず、再裁定になる方は年金受給者の方になりますので、資料の1ページをごらんいただきますと、これは、いわゆる名寄せ便といったようなものでございますけれども、こちらのほうで、年金受給者で訂正ありとおっしゃっている方が104万人、右の下から2つ目の箱の年金受給者のところがございます。それから、その次のページ、全員の方にお送りしたほうの「ねんきん特別便」の訂正ありの年金受給者の方で、現時点で233万人、合計しまして330万人余りの方々が年金受給者であって記録訂正ありとおっしゃっている方でございます。この方の中で実際に私どものほうで審査をした上で再裁定に結びつく、あるいは具体的に年金額の再裁定のお申出をいただく方が対象になるということでございます。

それで、1か月10万件という処理の状況でございますと、これからのお申出にお答えするのはなかなか苦しいところがございますので、それは更に体制を強化し、増強していきたいと思っております。そういうことで再裁定を進めていきたいと思います。

【村岡委員】 いや、別にこだわるわけではないのですけれども、特別便は、片方は60%の回答率、もう片方は50%の回答率ですから、もちろん残りの方がどれだけ回答していただけるかというのはいろいろあるでしょうけれども、単純に言えば倍になってしまうわけですよ、単純に算数をすれば。みんなが返ってこなければ困るわけですけれども、返ってくると、単純計算すると倍になるから300万人でも倍の600万人になりますよね。そうするとやっぱり4年ぐらいかかる。100%。ですから、どれぐらいかかるかということは国民の方にちゃんとおっしゃっていただかないと、いつ来るか、いつ来るかでお待ちになるというのはしんどいのではないかと思います。

【中野所長】 現状を少しご説明させていただきますと、去年の6月以降、年金記録問題が大変関心を集めたということで、再裁定のお申出が最終的には今年の夏にかけて一番

出てきておりまして、現状において大体7か月程度、内容によりまして複雑なもの、比較的単純なものなどいろいろでございますので、一概に申せないところがあるのですが、7か月程度かかると今はお答えし、結果をお返ししているという状況でございます。比較的単純な再裁定でございますと、6か月程度以内に収まっているという状況でございます。

この再裁定という業務は、年金額をもう一度計算をし直す、単純な計算のし直しをした上で、過去、既に年金受給権が発生してから現在までの間に年金額の改定ですとか、配偶者の年金との関係の整理ですとか、さまざまな額の変更等の契機がありまして、そういう契機を確認して、その上で過去の分も含めて差額をお支払いすると、こういった作業になっております。そういうことで、非常に複雑な業務になっておりまして少し時間がかかってしまっております。そういう能力、スキルのある職員が限定をされているということもありまして、大変厳しい状況でありますけれども、地方庁におりますそういう職員を集めまして裁定を進めているところでございます。

【磯村委員】 2つばかり質問があります。1つは今の再裁定のことに関連しての質問なのですが、確かに対象人数は年金受給者と加入者のほう合わせて330万人が対象になるということなのですが、一方、拝見しました資料の10ページに「記録の統合等に伴う年金額の再裁定について」という資料の真ん中の表の一番下、未処理の件数というのがございますね。実はこの未処理の件数の中には、私の理解では年金時効特例法の対象になるものとそうでない通常の記録の回復による部分と混在しているのではないと思っております。ということは、逆に言いますと、年金時効特例法の分はこの表のほかに外書きで、事務処理の件数としては別枠で理解をしておかないといかんのではないかと思うのですが、まずこの点、いかがでしょうか。

【中野所長】 おっしゃるとおりでございます。例えば11月の見込みで77.6万件という数字がございますが、この中で時効特例に該当する方と該当しない方がございます。該当する方については、時効が完成する前、5年前までの範囲でこの再裁定処理を行いまして、それ以前の分について更にもう一段階の作業をする必要が出てまいります。

【磯村委員】 そうですね。その時効特例法の対象になる案件というのは、私の理解では、コンピュータでは処理できず手計算でやっているという話を聞いております。今、そのコンピュータの処理のシステムをお考えになっておられるという話が出てきているわけですね。しかも期間は、三、四か月は少なくとも余分にかかるという理解でおりま

すが、じゃあ、その再裁定をする対象の人の10万件の中に、年金時効特例法に該当する部分が含まれている人は何割あるんですか。

【中野所長】 その部分について正確に私ども件数の把握はできておりません。

【磯村委員】 それはおかしいです。

【中野所長】 かなりの部分が時効特例給付のほうに、直近で処理をしているのを見ますと、かなりの部分が時効特例給付に結びつくということです。

【磯村委員】 その件数をある程度、概数でもいいですからおつかみになって、そこにかかる手間と通常の再裁定の手間と両方足した上で、これだけの件数がありまして、1件についてこれだけの処理がかかるのだから、所要年数はどれくらいという見込み、あるいは所要年数を見込むのが無理だったら、どれくらいの人数が必要なのかという見込みをお立てになるべきではないでしょうか。という意味ではこの表は、私は実態を示していないものだと思っております。

【中野所長】 これは再裁定の部分だけの資料になっておりますが、今後、この再裁定作業が進みますと、次の段階の時効特例給付のほうに作業が移ってまいりますので、その部分についても把握するようにいたします。

【磯村委員】 今、問題になっていますのは、「生きていうちに払ってください」ということですね。その大部分が時効特例法の対象になる部分なんです。そのほうが金額は大きいんです。そうですね。大きな塊になっていますから。そこが一番切実な問題なんです。それに答えるためには、塊になっている一番切実な、国民の訴えの対象になっている時効特例法の部分がどれくらいあるんだということを、まずおつかみになるべきではないですか。

【中野所長】 その点の把握についてもこれから詰めていきたいと思えます。

【磯村委員】 失礼ですが、これは怠慢と言われてもしょうがないですよ。これが第1点です。ぜひその辺は次回よろしくお願いします。

それから、2つ目に、同じく年金時効特例法絡みでございますが、資料1のほうのA3の表の最後のページの一番下、「年金時効特例法により年金の増額の対象になる方々へのお知らせ」の欄に「○」が2つあります。1つ目の「○」の「*」の2つ目、支給決定11万3,301件、10月31日現在と書いてございます。問題は支給決定が幾らかも大事ですけれども、支給済みが幾らかが大事なんですね。支給済みの件数は何件でしょう。ここが一番国民の皆さんにとっては切実なところなんです。

【中野所長】 支給決定をいたしますと、翌月ないし翌々月に年金としてお支払いをします。

【磯村委員】 ですから、その支給決定から支給済みまでは幾らでしょう。

【中野所長】 10月31日時点での支給決定のものにつきましては、支払いについてもほぼ終わっていると思います。

【磯村委員】 ほぼ同数と考えてよろしいですか。

【中野所長】 12月支払いになる部分も一部ございますけれども、ほぼこれらについては同数かと。

【磯村委員】 支給決定から振り込みまでのインターバルはどれぐらいでしょう。

【中野所長】 翌月ないし翌々月に支払われます。

【磯村委員】 決定してから振り込みが完了するまでに最大2か月もかかるんですか。

【中野所長】 ええ。1か月ないし1か月半。

【磯村委員】 その辺、次回で結構ですからはっきりおっしゃってください。普通は1週間で済むはずなんです。

【中野所長】 年金につきましては、2か月に1回の定期の支払い期というサイクルで業務を進めておりまして、その間、随時の支払いという支払い期日を設定しております。

【磯村委員】 ということは、特例法対象も例の2か月分ずつまとめて、15日現在で払うんですか。

【中野所長】 支払い期月に合わせて支払いをしております。

【磯村委員】 その通常の年金と合わせて合計して払うんですか。そうしないといけないんですか。

【中野所長】 通常の年金の支払いと同じサイクルで追加、上乘せした形でお支払いをしています。

【磯村委員】 それは特例法でそうしなきゃいかんというふうになっているんですか。

【中野所長】 支払業務のサイクルとして、お支払いをさせていただいているということになります。

【磯村委員】 ということは、庁内の手続の便宜上からそうなっているということですね。極端に言うと、支給決定があつてから振り込みを1週間でやろうと思つたらできないことではない。

【中野所長】 そこは膨大な量になりますので。

【磯村委員】 いやいや、手続的にできるかできないかを伺っているんです。

【中野所長】 実務的に申しますと、2か月に1回の支払い期月でございますと、4,000万件のお支払い件数がございます。それらについて私どもで支払い、どの口座に幾らというテープをつくりまして、これは日銀のほうに持ち込んで支払うという仕組みにしております。

【磯村委員】 知っています。

【中野所長】 非常に業務量が膨大でございますので、そのサイクルの中で処理をしていきませんと、また、さまざまな事故等の問題も発生しますので、2か月に1回の定期、そしてその間の毎月の中間月の随時の支払い、そこにあわせてお支払いをさせていただいております。

【磯村委員】 わかりました。特例法の規定ではなくて、社会保険庁さんの事務手続の関係から、そういうふうな処理をなさっていらっしゃると、こういうことですね。

【中野所長】 はい。間違いのないお支払いをするためにそのようにしております。

【磯村委員】 はい。わかりました。じゃあ、そういうことが支給決定通知の中に入っていますか。

【中野所長】 すみません、ちょっとそこは特例給付の決定通知を確認させてください。

【磯村委員】 はい。じゃあ、次回で結構です。そういうことについての不満というか、不信が結構大きいんですよ。ですから、なるべく手取り足取り、不安、不信がないようにしていただけないか。以上です。

【岩瀬委員】 基本的なことをお伺いしたいのですけれども、自分の記録が漏れてますよという相談に行った場合、窓口で記録が見つかりましたという時には仮計算書を出すことになっていると思うのですが、どういうケース、どういう人たちに出しているんですか。記録が見つかった人全員にその場できちんと過去の漏れている年金額を計算して出しているのかどうか。それもかなりラフな計算で出しているのか、その辺を教えてくださいませんか。

【井上年金保険課長】 記録が見つかって統合が決まった方は全員出しております。

【岩瀬委員】 それもかなり厳密に計算して出すんですか。

【井上年金保険課長】 社会保険事務所で確認できる記録から、ある程度までの正確性は期して計算しているかと思います。

【中野所長】 その点ご説明させていただきますけれども、仮計算書をつくる際には社

会保険事務所のほうで新法と言っております現行法の新規裁定の業務は現在社会保険事務所で行っております、その際、新規裁定の際に使う計算の仕組みを使っておりますので、ほぼ新しい、正しい年金額の水準としては、正しい金額をお知らせできているはずでございます。

【岩瀬委員】 時効特例にかかっている部分に関してはどうですか。

【中野所長】 それは将来に向けての年金額がほぼ正しい金額になっているということでございます、再裁定の業務は先ほど少しご説明いたしましたが、その方が例えば10年前から年金受給をしておられるとしますと、過去の状況を確認する必要がありまして、過去の年金額が幾らであったかということは、その仮計算書でお示しているものとはまた違うものになっています。

【岩瀬委員】 そこは入っていないということですね。

【中野所長】 はい。

【岩瀬委員】 わかりました。

【住田委員】 先ほどの再裁定に絡みまして、今度は人員体制についてお尋ねしたいのですが、ですけども、これは能力の必要な人たちをきちっと配置しますとおっしゃったのですが、任期付非常勤、派遣等というような方々がここにかなり入っておられるとしたならば、どういう基準でこういう方々を選んでおられるのだろうかというのが非常に気になりました。それが1つ目です。

それから2つ目なのですが、不適正な遡及訂正処理というこの件で、こういうのは今までも予想はされていたわけですが、今回、こうやって報告までされて出てきたわけです。これに関して今後どういうふうな処理をするご予定なのか。実質と違っている数字だけでも、実際には保険料の負担が少なかった方に対して、そういう場合にはどういうケース、どういう対応をするのだとか、いろいろな考え方があると思いますが、これの訂正の仕方というのは法律的には非常に難しい問題を含んでいるなと思っていて、その辺の検討状況をお教えいただければと思います。以上です。

【中野所長】 前段の部分について、再裁定の体制でございますが、12月、280人の体制になっておりまして、その内訳を申しますと、常勤職員が56名、それから、支援職員、これは他の部署等、あるいは地方庁も含めて集めました職員が118名、それから、任期付職員が16名、そして派遣職員が85名、非常勤職員が5名と、こういう構成になっております。それで、派遣職員につきましては、この再裁定が必要な案件のうち、比較

的単純なものについて一時的な処理を担当してもらうようにしております。その上で職員がもう一度きちんとチェックをすると、こういう体制を組んでおります。難易度の高いものは、常勤職員の中でもベテランの職員に担当させる。そういうことで難易度に応じて担当する案件の振り分けをし、効率的に進めているところでございます。

【井上年金保険課長】 2つ目のご質問についてお答えいたします。不適正な標準報酬の遡及訂正が行われて、その訂正を行った期間、保険料が滞納されたままになっていて、しかし、年金記録のほうは事実即して回復するというようなことを、どういうふうに戻すのか、そしてまたそのときの費用負担をどうするのかという点のお尋ねであろうかと思えます。今の運用といいますか、現在、そういうものについてどういう法律解釈なり、運用がなされているかということをお知らせ申し上げますと、大きく2つの類型がございます。1つはさかのぼった遡及訂正の処理というものを、社会保険事務所が行った事務処理が不合理なものであると第三者委員会が判断したケース。

不合理と申しますのは、例えば事業所が全部、全喪といまして事業所が適用事業所から外れてしまうという処理が行われた後に遡及して訂正するという処理が行われている。これは通常の場合は、反証が特にある場合は別ですけれども、通常の場合は非常に不合理だと考えられる。こういう場合はその処理自体が無効だということになりまして、最初に決定した高い標準報酬が有効であると、こういうことになって現行の厚生年金保険法の規定が適用されるというケースがございます。

それからもう一つは、昨年12月に成立しました厚生年金特例法に該当するケースということでございまして、これは社会保険事務所が事業主から出てきた届け出に書いてある標準報酬が間違っているということに気づかずに社会保険事務所が受理したようなケースを想定し、かつ従業員が保険料が天引きされているということが明らかなんですけれども、天引きされた保険料が社会保険事務所に納められていることが明らかでないというようなケース、こういったケースについて厚生年金特例法の対象になりますので、この場合も第三者委員会のあっせんに基づいて年金の記録の訂正をします。という2つのパターンが現行の扱いとしてはございます。

前者の場合は、現行の厚生年金保険法の規定に基づいて回復する。この前者の場合は現行の規定では国民全体の保険料財源でその費用のところは負担するという結果になります。それから、後者の厚生年金特例法のほうは費用負担の規定がございまして、回復に伴う費用の部分については、事業主から納めなかった保険料について追納を勧奨するという

規定が入っております。事業主ないしは役員ですね。追納して、どうしてもいただけない場合はお名前を公表するという形にした上で、その部分は最終的には国庫で負担するというようになっておりますが、一義的には事業主にご負担というか、保険料の追納を勧奨するという仕組みになっております。そういった制度でございます。

今後、この2万件の訪問調査の結果、不適正な事務処理がなされていて、記録の回復が必要だと判断されたものについて、こうした法律の適用をどうするか。それからまた、今までは基本的には第三者委員会のあっせんをいただかないと、記録の訂正ができないという状況でありましたけれども、できるだけ社会保険事務所の段階で、国民年金の場合は今年の4月から一定の証拠書類がある場合は社会保険事務所の段階で職権訂正ができるという仕組みができました。厚生年金でもそういったある程度パターン化されたものについて一定の類型に該当するものは社会保険事務所で迅速に記録の訂正ができないか、そういったことを含めて、今、第三者委員会側と協議をしております、できるだけ速やかにその方針を固めたいと考えております。

【村岡委員】　まず資料2の7ページ目の図がありますね。先ほどの「訂正なし」の回答があった場合の取組。まず、上の図なのですが、これは素朴に考えれば右側の基礎年金番号Cの「ネンキンハナコ」さんには全員便で行っているはずですよ。右側の「ネンキンハナコ」さんは全員便で行っているはずだから、「ネンキンハナコ」さんはきっと私のは間違っていますよ、訂正ありとおっしゃっているのではないかと思うのですが、もちろん中には見落としていて訂正ありと言っていない人もいます。そうすると、このデータの相関をちゃんととっておられるかどうかなのですが、4月以降の年金、全員便で463万人の方が訂正ありとおっしゃったわけですよ。

その訂正ありの方の中には、実は名寄せで引っかからなかったのだけれども、浮いているもので間違っている人もいるでしょうし、別の理由で間違っている人もいると思うのですが、浮いている5,000万件に関係するものというのはちゃんと消し込まれているんですか。そうしないと浮いているものは減らないわけですよ。それは消していますか。この463万件、要するに全員便を送って463万人で間違いありと言った人の中で、この人は浮いている5,000万人に対応しているということで、それは消し込みをやっていらっしゃるんですか。7ページで言えば、例えば私が「ネンキンハナコ」さんで特別便が来て、間違っているよと言った。そうすると、それをごらんになって、一番左の「ネンキンハナコ」さんを本当は消してもらわなければいけないわけですよ。これはもう来たど。

その消し込みはちゃんとやっていたらっしゃるんですか。

【福本企画課長】 はい。資料2の2ページの数字に関して言いますと、これは463万人というのは「訂正あり」というものを答えたということまででありますので、ただ、この後の話として、実際、それで探していくと5,000万件の浮いているところにあったということになりますと、5,000万件のたまりが減っていくということにはなりません。

【村岡委員】 減っていかないと、いつまでたっても何をやっているんだということになるわけですね。

【福本企画課長】 そのとおりです。はい。

【村岡委員】 減っていかないと、逆に新しい問題が次から次と起こっているのではないかと思うわけです。消し込みをやっていたらしゃると。

【福本企画課長】 はい。

【村岡委員】 そうすると、一番いいように考えると、その「訂正なし」の261万人の分が実はほかのところへ行っていたと、非常に単純に考えるとですね。そうすると、463万人のうちの261万人が消し込まれるということですが、まだ200万人残ってしまうのですけれども、もっと残るかもしれませんが。この方はどういう間違いなんですか。要するに、全員便で460万人の方が「訂正あり」とおっしゃったわけですね。中には浮いている記録の分がうまく見つかったかもしれない。だけど、それは260万人程度だから、約100万か200万人の方は新しいミスになってしまうような気がするのですけれども、そうでもないですか。

【福本企画課長】 にわかにお答えがしにくいのですが、記録の間違いということで、特に全員便の場合ですが、全員便の場合に記録の訂正がありますという話、記録が間違っているゆえんが、浮いてしまっていて自分のところにマッチングされていないということによる間違いというのは1つありますし、それは浮いている記録5,000万件というところに間違いの数字があるということですが、それ以外に間違いという中には、浮いているのではなくて資格取得日、あるいは資格喪失日の日にちがずれているということとか、あるいは転記間違いとか、いろいろなのがあります。

【村岡委員】 何が間違っていようと過ちですよ。

【福本企画課長】 はい。

【村岡委員】 だから、今まで想定しなかった新しい間違いがどんどん出てきているということですか。

【福本企画課長】 いや、想定していない間違いが出てきているということではないと思いますけれども、繰り返しになります、記録の間違いというのは5,000万件で浮いているのもあれば、今、コンピュータのオンラインの中に入っている記録が違っている、紙台帳と比べれば違っているというものもあります。これは浮いている話ではなく、違っているという話です。

【村岡委員】 紙台帳と比べている話は紙と比べている話で、実はあんまり、今日のご報告のデータを見ていると、そんなに件数は多くないんですよね。少なくともここにあるような数百万のレベルは出ていない。

【福本企画課長】 紙台帳との話は、最後の国民年金特殊台帳との突合せの話でしょうか。

【村岡委員】 ええ。

【福本企画課長】 国民年金特殊台帳は、その紙台帳の記録の中の一部でございまして。

【村岡委員】 ですから、それを全部仮にやっただとしても。

【福本企画課長】 その仮にやるのはこれからでございまして、8億件ぐらいあります。

【村岡委員】 ですけども、単純に倍にして計算したとしても100万、200万の数にはならないので、そうすると何か新しい過ちが出てきたのかなという素朴な気がするんですけども、その辺は大丈夫ですか。

【福本企画課長】 とにかくまだ記録の訂正ということについては進行中でございまして、ここでいろいろな「訂正あり」という回答が来ているわけです。「訂正あり」という回答が来ているものについて、これを探して行って記録を正しくしていくという作業をやっております。

【村岡委員】 もちろんご本人の記憶違いとかのもあるでしょうから、一概にいい悪いは言えないでしょうけれども、その辺なるべく早く解明していただかないと、私のように単純計算して、また100万、200万増えたのかということになると大変だと思いますので、よろしくをお願いします。

【福本企画課長】 わかりました。

【岩瀬委員】 遡及訂正の件で少しお聞きしたいのですが、今、この2万件の訪問調査をして、実態把握をされているとは思いますが、これで6割の人が事実と相違ありと。こういう人たちを救済していくためにはどういう手だてをお考えなのでしょうか。

【井上年金保険課長】 先ほど若干申し上げましたけれども、方法としては2つの道筋

がございまして、1つは社会保険事務所の段階での職権訂正をするということ。それから、2つ目は第三者委員会に申し立てをいただいて、第三者委員会でご判断いただくということとでございます。

現状で申し上げますと、厚生年金の場合は基本的に第三者委員会というのが現状でございますけれども、これまで遡及訂正問題絡みのあっせん事例、第三者委員会のあっせん事例というのかなり積み重ねられてきておりまして、そういったものを参考にしながら、ある程度定型化して、こういう条件に当てはまるものは一律社会保険事務所で職権訂正するとか、そういうルールが構築できないかということは今、第三者委員会と協議しておりまして、できるだけ社会保険事務所段階で迅速に訂正ができるという方向で進めたいなど考えております。

【岩瀬委員】 結局、証拠がないとだめということですね。

【井上年金保険課長】 確かに社会保険事務所の段階でできるようにしようという方向で考えているものというのは、今、こういうものを第三者委員会に申し立てれば、必ずこれはあっせんされるというようなパターンがあるとすれば、それは上げればあっせんになるのだから、それは最初の段階でその条件に当てはまれば社会保険事務所でやればいいではないかということです。救済されるカテゴリーを広げるということではなくて、処理を早めるという方向の検討を今しております。

広げるということに関して言うと、それは今、第三者委員会でも認めていないレベルのところまで広げる話を社会保険事務所のところで職権でやるというのは、それは困難なことかなと思いますけれども、第三者委員会の運用の中でどうしていくかという、そういう議論はあり得るのかなと思っております。

【岩瀬委員】 第三者委員会がパンク状態なのに、なおかつ業務が増えてしまって処理ができないのではないかなと単純に思うんです。

【井上年金保険課長】 そういうことで、単純なというか、こういうものは大体あっせんされるというようなものについてまでご審査をいただくことによる、そういう第三者委員会サイドの業務量が増えてしまうという問題があると思うのですけれども、そこを社会保険事務所レベルで迅速にさばけるということであれば、そこは第三者委員会サイドの業務の負担というの軽減されるという意味を持つのかなと思います。

【岩瀬委員】 それは今協議をされていて、近くパターン化されたものが公表されるということによろしいですか。

【井上年金保険課長】 まだ結論が固まったわけではないのでお約束はできないのですが、できるだけ早く方針を固めたいと思っています。

【岩瀬委員】 わかりました。

【葛西委員長】 それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦勞さまでございました。次回は2月27日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以上